

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	富士ソフトサービスビューロ株式会社		コード	6188
提出日	2023/2/24	異動（予定）日	2023/3/13	
独立役員届出書の提出理由	第40回定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	馬場 新介	社外取締役	○										△				有
2	会田 容弘	社外取締役	○												○	新任	有
3	中込 一洋	社外監査役	○												○		有
4	神田 博則	社外監査役	○										△				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の馬場新介氏は、過去に当社と監査契約を締結している太陽有限責任監査法人に所属していましたが、当社を担当したことは無く、また、太陽有限責任監査法人との取引金額も少額であります。	社外取締役の馬場新介氏は、2017年から丸の内FAS株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂けると判断したためであります。当社と丸の内FAS株式会社との間において、取引の規模・性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れのある取引は存在しないものと判断しております。また、当社との間に、特別な利害関係、取引関係は一切なく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。
2		社外取締役の会田容弘氏は、2021年からA i T I A株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂けると判断したためであります。当社とA i T I A株式会社との間において、取引の規模・性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れのある取引は存在しないものと判断しております。また、当社との間に、特別な利害関係、取引関係は一切なく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。
3		社外監査役の中込一洋氏は、弁護士として法律に関する知識と豊富な経験を活かした専門的な見地から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監視・監督など社外監査役として期待される役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、当社との間に特別な利害関係、取引関係は一切なく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。
4	社外監査役の神田博則氏は、過去に当社と顧問契約を締結しているクリフィックス税理士法人に所属していましたが、当社を担当したことは無く、また、クリフィックス税理士法人との取引金額も少額であります。	社外監査役の神田博則氏は、税理士として税務に関する知識と豊富な経験を活かした専門的な見地から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監視・監督など社外監査役として期待される役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、当社との間に特別な利害関係、取引関係は一切なく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。

4. 補足説明

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を以下のとおり定めております。	
1) 社外取締役に関する基準	
i 会社法における社外要件を満たしていること	
ii 独立社外取締役については、上記1)に加えて「独立役員候補者の独立性判断基準」を満たしていること	
iii 出身分野において高い見識を有していること	
iv 独立的且つ客観的な立場から、取締役会における意思決定において公正且つ透明性の高い助言・提言ができること	
v 独立的且つ客観的な立場から、取締役会における意思決定を通じて経営の監督を行えること	
vi 独立的且つ客観的な立場から、利益相反取引の監督を行えること	
vii 独立的且つ客観的な立場から、非支配株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることができること	
2) 社外監査役に関する基準	
i 会社法における社外要件を満たしていること	
ii 独立社外監査役については、上記1)に加えて「独立役員候補者の独立性判断基準」を満たしていること	
iii 出身分野において高い見識を有していること	
iv 独立且つ客観的な立場から取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適切な助言、提言ができること	
3) 独立役員候補者の独立性判断基準	
当社における独立役員候補者は、原則として当社が上場する金融商品取引所定める独立性の要件を満たすとともに、以下の各号にいずれにも該当しない場合、当該候補者は当社に対する独立性を有する者と判断しております	
i 最近10年以内に当社の業務執行者であった者	
ii 最近1年以内に次のいずれかに該当する者	
・当社を主要取引先とする者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者	
・当社の主要取引先又はその者が法人等である場合にはその業務執行者	
・当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）	
・当社から多額の寄付等を受けている者（当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合はその業務執行者をいう。）	
・当社の親会社の業務執行者	
・当社の親会社グループに所属する会社の業務執行者	
iii 上記1～iiに該当する者の二親等以内の近親者	
iv 前各号の定めにかかわらず、当社の一般株主全体との間で利益相反関係が生じるおそれがあると認められる者	

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。